

労働安全衛生法の一部を改正する法律に対する JT コメント

本年 6 月 19 日に成立しました「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（以下、改正安衛法）につきまして、日本たばこ産業株式会社（以下、JT）の意見を、以下の通り述べさせていただきます。

改正安衛法においては、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場が増加しているという現状等を踏まえ、「事業者は、（中略）事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」（第 68 条の 2）とされており、事業者に対して対策の方向性が示されました。JT としても、事業内容や規模が事業所毎に異なる中で、職場における受動喫煙防止対策については、各々の事業場の実情に応じた最適な対策が推進されることが重要であると考えます。

また、一部の事業場での取り組みが遅れている実情等も考慮して、「国は、（中略）受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、（中略）その他の必要な援助を行うよう努めるものとする」（第 71 条 1 項）とされており、設備投資が困難である中小企業や顧客が喫煙を望まれる飲食店などにおいても、対策が推進されるように配慮されたものと認識しております。関係当局におかれましては、事業者が実情に応じた適切な対策を講ずることが出来るよう、具体的な分煙の事例紹介等も含め、事業者にとって有効な支援を行う事が重要であると考えます。

今後の改正安衛法の施行については、関係当局におかれまして、上記の趣旨を踏まえ、事業者が柔軟かつ効果的な対策がとれるよう適切な運用がなされるべきだと考えております。

JT は従来より、様々な事業場での分煙の取り組み事例を収集し、効果的な分煙手法に関する研究を行い、その知見を様々な機会を通じて広く発信しています。また、事業者の皆様に対してその事業場の態様に応じた分煙に関するコンサルティングを実施できる体制を全国で整えており、そのコンサルティング実績は既に約 10,000 件となっております。

JT は、これらの経験も踏まえて、引き続き、事業者及び事業場の実情に応じたより良い分煙社会の実現へ向け、関係当局や事業者の方への情報提供、分煙についてのコンサルティングを積極的に行い、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現を目指してまいります。

2014 年 6 月 19 日

日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 小泉光臣